

## 第 11 回富士山世界文化遺産学術委員会議事録

日時：平成 30 年 10 月 12 日（金）14：00～15：45

場所：都道府県会館 101 大会議室

### 1. 開会

静岡県文化・観光部 櫻井文化局長より開会挨拶

### 2. 報告事項

#### (1) 今夏の富士山の状況について

内野課長： 資料 1 を説明。

遠山委員長： 数値に基づくデータ、アンケートの結果、両県の政策上のポイントが記載されており、大変貴重な資料となる。

吉田委員： 指標である、吉田口の 1 日あたり 4000 人を超える日を少なくするという日数が増加したが、一方で、混雑予想カレンダーを見た人が増え、登山予定を変更した人も増えた、吉田口の 4,000 人を越えた日を見ると、混雑予想カレンダーでは「特に混雑」、あるいは、「混雑」となっている日にも関わらず集中しているのは何故なのか。台風など天候の影響もあるかもしれないが、このことについてどの様に考えているかが 1 点。

もう 1 点は、外国人登山者への対応が記載されているが、これは、今後も非常に大事なこと。現状で、外国人登山者の人数やどこの国の方が多いかということは、把握しているか。

入倉課長： 吉田口が 6 日となった点について、吉田委員の御指摘のように、台風が土日に来たことが多く、そこで登山を計画していた人達が、翌週に登山したと考えている。全体の登山者数は減少しており、それしか思い当たらない。

どう考えるかということだが、やはりこの混雑は御来光を目指して、夜中に山頂付近で混雑が発生することであり、一日中混雑しているわけではなく、急激に何かハードの施策を取る時期ではないと思っている。

混雑カレンダーを見た人もいるが、この混雑の原因は、ここまで自然の山が混雑することを、登山者が認識してないことである。

今後も、特に吉田口の 8 合 5 尺、9 合目辺りが非常に混んでしまうことを、登山者にお知らせすることを更に工夫をして続けていきたいと考えている。

内野課長 外国人登山者について、静岡県では、2 年前の 7 月末からお盆までの 10 日間程の短い期間の調査で、全体の傾向を把握するまでには至っていないが、登山者の外国人に占める割合は約 10% という調査結果がある。国籍については、中国をはじめ色々な国があり、どこの国ということまでわかっていない。

加藤委員 新しい計画を、これから数年時間をかけて行い、状況を検証するという事は絶対に必要であり、頻りに計画を変えるとわからなくなる。

しかし、その一方で、富士山は、宿泊での登山を呼び掛けており、最低でも登

山を行うには1泊2日が必要になる。休みを2日間とるためには、どうしても、夏であれば海の日連休、あるいはお盆に集中するのは、やむを得ない。更に天候の状況による変化もあると、どうしても混む日は出てくる。

よほど世の中の状況が変わらない限り、そのように考えるしかなく、どうしても日・場所によって混んでしまう。

それについて、どのように考え、どのような対応を取れる可能性があるか、早めに検討しておく必要がある。

そのような準備をしておけば、この対策を数年続けて、効果があれば、その検討は無駄になるが、やはり何か次の対応が必要だということになった場合、時間を失うことなく、次のより効果的な対策に移ることができる。

遠山委員長 今の意見はよくわかる、両県は、安全誘導員、富士山レンジャー等色々な工夫を行っている。しかし、それ以上のことについて、何かあり得るか、検討していただきたい。このことについては、ご意見として伺うでよろしいか。

あわせて、データを確実に取るということは行っていただきたい。

藤井委員 富士宮口について計測のミスにより、登山者数が捉えられていないとのことだが、計測では18,000人となり、協力金では36,000人となっているがなぜか。

内野課長 協力金の36,000人は、5合目において協力金を実際に受け取った人数である。18,000人は、8月13日までの富士宮口8合目のカウンターで取った数字である。その他、乖離について、考えられることは、5合目で協力金を受けているが、8合目のカウンターまで行かずにリタイアした方であるとか、あるいは宝永山へ周遊する方がおり、必ずしも山頂へ行かない方からも、5合目以上ということで、協力金をお支払いいただくことがある。

藤井委員 加えて、1頁の登山者数の推移において、グラフを平成29年と平成30年を直線でつないでおり、明らかに計測してない期間があるのにつないでいる。

例えば、破線でつなぐとか、あるいはつながないとか、計測ミスのエラーの期間の推定値を使って本来あるべきものを示すとか、何か工夫がないと、実際に極端に減ったように見えるので、気をつけたほうがよい。

遠山委員長 来年度以降、基本的なデータは間違えないようにしていただきたい。

## (2) 保全状況報告書について

内野課長： 資料2、2-2、2-3を説明。

遠山委員長 これまで着々と議論をし、ここまできた。最後の機会なので、ご意見があればお願いしたい。

高階副委員長 この保全状況報告書は、大変よくできていると思う。その点に関しては、委員の皆様のご意見もあると思うが、ユネスコに提出する他のものと比較しても優れていると思う。

吉田委員 65頁の、開発の制御において、山梨県の富士山の景観保全に関する条例の制定などが記載されている。今後、計画されている送電線の建て替えといった、今後の開発に対する対応については、記載しないのか。

内野課長 前回の保全状況報告書以降の進捗状況ということで記載しているが、今後の取り組みなければならぬこととして、送電線の関係がある。これから具体的に検討を進めていく段階であり、現時点で記載は難しいとの考え。これから学術委員会、小委員会等を設け、内容を見ていただく段階である。

遠山委員長 計画の内容が明確になっているものは記載する。今後行う北口本宮富士浅間神社の道路や方針の明確なものは記載している。検討中のものは記載しにくい。

内野課長 これから対応はしっかりと行うが、具体的には現段階では記載が難しい。

吉田委員 自然遺産小笠原諸島の科学員をしているが、保全状況報告書に相当する管理計画の書き換えを行った。具体的なことは決まっていないが、IUCN（国際自然保護連合）から事前に指摘されていることもあり、小笠原への空港建設についても事前に早い段階で厳格な環境影響評価をすることを記載した。

そういった今後起こり得るものに対しても記載することも大切。

遠山委員長 将来について、ある程度、確実に書けるものは記載していただきたい。

提出まで時間がなく、再検討は難しいが、両県で記載できることがあれば願います。

加藤委員 報告書の内容は、非常に良いもの。各委員の評価同様、私もそのように思う。ここまでしっかりできれば、もう十分である。

問題はこれを英語に訳すときの表現である。例えば、資料2-3の38頁。

著しい混雑が起こるのは、1日に何人入山した場合であり、そのためにどのような取組を進めるということが記載されている。日本語表現でもこの1枚に凝縮されるまでに色々な議論があった。それでも、この頁を見て、「吉田口は4,000人に抑えるのだな、富士宮口は2,000人に抑えるのだな」と、違うニュアンスで捉える方が日本人や日本語の堪能方でも当然いる。

これを英語に訳すと、4,000人、2,000人というのは、これを超えると著しい混雑が起こる可能性があるという利用者数(登山者数)であり、そのような日をできるだけ減らすというのが「ターゲット」である。しっかり、「ターゲット」「スタンダード」「レベル」「キャパシティ」を意識して使わないと、かなり誤解されてしまう。

英語に堪能な組織に翻訳をお願いするとしても、確認を行ったほうがよい。

遠山委員長 大事な点である。日本語で簡潔に記載されすぎている、翻訳したときにどうなるか、よくみないとわからないということ。

翻訳に際しての留意点ということで、今のご意見を頂戴したいと思う。

内野委員 今のところは、大切だと思うので取り組みたい。

稲葉委員 基本的には、4,000人というのはピークカットの基準値というか閾値(しきいち)だと思うが、これが、4,000人パーデイとなると、カットの基準値だと思われがちなので、ピークカットという言葉を使っていないですね。

英訳のなかで使わない理由があるとしたら、それで良いが、使ったほうがわかり易いのであれば、使ったほうがよいと思う。もう少し検討したほうがよいと思

う。

遠山委員　　今のことは、確認したほうが良い。

さきほど、高階副委員長の発言にもあったように、いい報告書になっているとの評価であるので、もし議論がなければこれで了承してよろしいか。

## 2. 議事

### (1) 平成29年度経過観察指標にかかる年次報告書について

内野課長：　資料3を説明

吉田委員　　このモニタリングの資料の中で、7頁に、「顕著な普遍的価値の伝達」に関する指標があり、この内容について、異存はないが、少し自分の考えをお伝えする。

今年の1月のセンター入試で、世界遺産に関する問題が出題された。屋久島、知床、富士山等の写真があり、この組み合わせで自然遺産ではない組み合わせはどれかという、つまり、富士山は自然なのに文化遺産という問題があった。

自然遺産と文化遺産の顕著な普遍的価値というのは、世界遺産リストに簡単に載せないために、基準を設けている。その基準に照らして、顕著な普遍的価値があるか判断するのは、いたし方がないが、富士山の場合は、火山であるという特徴、しかも伊豆・小笠原海溝とが北上して日本列島にぶつかりできた。3つのプレートがぶつかり合っているところにできたというのは非常にユニークであって、そこで自然美、自然の美しさや、それから文化的な影響、宗教的、神聖な価値が生まれてきた。自然と文化は切り離せられない。

世界遺産条約の制度上の都合で、文化遺産となったが、価値としては、決して自然と文化を分かつことはできないと思う。

この委員会の中に自然の専門家、文化の専門家もいるが、私としては、富士山は、制度上は文化遺産と登録しただけで、文化遺産としての価値だけを伝えればよいというものではない。自然と文化の関係も、自然の価値があつてこそ、文化の価値が生まれてきたということを伝えていくべきだと思う。

ぜひ、世界遺産センターやその他の富士山周辺の施設で、自然の価値、文化の価値を両方とも伝えていく努力をしていただければと思う。

遠山委員長：　自然の美しさをベースにしたうえでの文化遺産ということ、少なくとも山梨・静岡両県の世界遺産センターで説明はしているが大切なことである。

荒牧委員：　この世界遺産の運動に後から加わったため、最初の経緯は詳しくないが、個人的な意見として、富士山は、複合遺産でいいのではないかと思う。複合遺産は、自然遺産と文化遺産の両方であり、数は多くないが、火山では、ニュージーランドにあるトンガリロ国立公園がある。

火山学的には、トンガリロ国立公園と比較しても富士山は価値がある。吉田委員の発言のように、富士山は非常に火山学的には有名であり、そういう意味での周知度は十分である。

高階副委員  
長

それから、文化としての価値だが、日本の富士山の山岳信仰。これは価値があると思う。将来、そういう意味で複合遺産を目指すこともひとつである。

個人的な意見であるが、両委員の意見は大いに理解できる。火山のことは詳しくないが、富士山は当然火山活動という基礎があって出来上がった。

この後の議題では、富士山包括的保存管理計画の改定がある。また、保全状況報告書は、この内容で大変よいと思う。その中で、様々な調査研究をした中で、「望ましい富士登山のあり方の実現」のための指標設定がある。伝統的な登拝である山小屋で休息してから山頂で御来光を拝む登山者の割合などを設定した。

今回、登山者数は減少しているが、山頂の混雑だけは増えている。多くの方が、山頂を目指し、御来光を拝む。これは登山の面白みもあると思うが、山頂でご来迎という体験こそが大事だということで、多くの方が無理をして御来光を目指すことであり、そのため、混雑が生じるのだと思う。

混雑回避の対策として、「ご来迎は他でも見られる」などの情報提供を行っている。こういった対策を行っても、やはり、多くの方が山頂に行きたがると思う。そして、それは単純に山が高いということではなくて、やはり心の問題だと思う。ご来迎を拝むにしても、山頂であり、あるいは、ご来迎できなくても行きたい。それが、富士山の非常に重要な価値である。

文化遺産としての信仰の源泉。信仰の対象で源泉である。そして、それに基づいて、非常に優れた芸術も生まれてきた。文学も芸術も。これが、富士山の非常に重要な価値である。

普遍的価値は、もちろん火山学的にも地質学的にも非常に特殊なものであり、重要なポイントである。それが人々の心に訴えかけてきたというのが、やはり非常に重要な価値である。その点について、これから我々はどうすればよいか、もちろん研修セミナー、それこそ世界遺産センターで色々行うことも非常に大事だと思う。

それで、実はこういうことがあるということと同時に、富士登山をする方に対する情報提供、何かしらの方法で「この日は混雑する」といった情報提供は、もちろん非常に大事であるが、登ることの意味というのが日本人の心の中にずっとあり続けたことを、何かしらの形で示す必要があるのではないか。

両県の世界遺産センターは、それぞれ非常によくやっていると思う。しかし、その上で、やはり、とにかく山頂に行きたいという方は出てくる。それは大変重要なことではないか。

そうすると、今度の包括的保存管理計画でも、混雑回避の取組だけでなく、計画の中に人々のそういう心の思いを取り込むような計画も、今後、大事になる。

それでは、我々が富士山の価値をどの様に見て、そして、それを啓蒙するか。特に外国の方には、そこが、日本人の伝統的な価値感で分かりにくい部分である。それをどの様に伝えるかも考えなければいけない。実際の問題として、そういった問題が残されている。

田畑委員：

各自治体、関係する自治体、市長、町長を中心にして、景観計画を作っている。その景観計画の中で、実際に事業に結び付く内容があり、例えば、富士市の例

では、地域の人たちと一緒に、富士山をどう守るかということも記載し、町から山まで含めた優れた内容が記載されており、具体的に、どういう計画をして、どう実践してくか記載しており、すでに実践されている。

実際に地域の人たちが一生懸命行っていることに対し、この学術委員会は関心を持つべきであり、手続きの話のみならず、地域のことも十分取り上げる必要がある。

総務省が地域振興について、長期計画や総合計画において記載していたが、それは制度上、それぞれ各自治体がやりなさいということだった。それも含めて景観計画ができたが、世界遺産に登録され5年間で具体的な計画、その立案と実践が行われている。

県も承知していると思うが、それを十分すくい上げ、住民も含めて、こんな取組を行っているということを、取り上げていただきたい。

もう1点、例えば、富士市が富士市を入り口にして、3,776メートルの頂上まで登る取組みを計画し行っている話がある。それを考えると、先ほどの4つの登山口の話だけでなく、それ以外にも多くのルートがあると思うので、どのルートがあるということ把握したほうがよい。

案内サインが崩れており、誤った方向へ下山するなど、いろいろなことが新聞の情報であり、そのことも含めて整備したほうがよいと思う。

遠山委員長： 議論は幅広くなってきており、大事な点がいくつか述べられている。

世界遺産になって5年、この会議も、ユネスコへの様に対応するかということで議論を重ねてきた。

今後は、やはり、富士山をどの様に守っていくかという角度から、更に根本的なことを考えたらどうか。その様な議論の段階となってきたと思う。

加藤委員： 指標、年次報告書について、さきほどから議論が続いている自然への影響だが、明確にしておかなければならないこととして、富士山は自然公園の中の国立公園であり、自然物であること。

そして、利用をどう考えるか、混雑への対応があるが、その前提として、富士山は利用による環境影響、生態系への影響はないということ。その前提が変われば、対応も変わることを我々も意識しなければならず、また、周知しなければならない。

それをどの様に表すかだが、資料3の年次報告書の4頁の下段の「来訪者及び観光による影響」に、「5合目以上の登山道及び山小屋周辺の植生、あるいは生態系への影響」という項目を記載する。

そして、山小屋、富士山ガイド、富士山の環境に関心を持つNGO・NPOの方々常にチェックをしているので、しっかりと自然への影響も意識しており、特に5合目以上の利用者管理では、非常に大きな影響を持つ問題で、十分意識していることを表してもよい。

このことが文章に出てこないため、知らない人を見ると、文化遺産だから環境を無視していると思われてしまう可能性があるがあるので、記載は重要である。

遠山委員長 今の点は、何か具体的に、この報告書に記載する必要があるか。

加藤委員 報告書自体には記載せず、場合によって説明でいいと思う。  
年次報告書については、年次の比較の際に不便にならない範囲で、記載できないかと思う。

記載内容としては、今回の資料であれば、4頁の下、「来訪者及び観光による影響」の箇所に、「植生等々の自然生態系への影響の調査・観察」といったものを、記載できればよい。

稲葉委員 補足となるが、この年次報告書は、包括的保存管理計画に基づいており、いずれかの段階で包括的保存管理計画を見直すときがあると思うが、それがいつかということと、その目次の変更が必要かということも含めて次の議題となる。

## (2) 包括的保存管理計画の改定について

内野課長： 資料4、4-2、4-3を説明

入倉課長： 資料4-2には、10章で「改定予定なし」とあるが、さきほどの加藤委員、稲葉委員の意見がこの部分になる。その点についても検討する。

遠山委員長 将来に向けて更に包括的保存管理計画を見直す。その際に、さきほどのご意見を検討しながら見直すということ。

田畑委員 富士山に関連する自治体は景観条例を制定しており、そして具体的に市民と行政が一体となって進めている。その点についても取り上げていただきたい。その意味としては、難しいことではあるが、バッファゾーンを裾野まで広げるということを含んでいる。もう少し、裾野を大事にしてほしい、そういう意味である。

遠山委員長 次の計画の改定に際しては、各地域で実施していることも十分に取り上げ、県レベルだけでなく、地域の努力にも光をあて、全体として、富士山を守り、呼び込める計画にすること。

加藤委員 少し乱暴な聞き方となるが、この富士山包括的保存管理計画は、誰が何のために使う、あるいは参考にすることを意図したもので、どういう位置付けか。  
静岡県・山梨県はどう考えているか。

遠山委員長 稲葉委員、お願いします。

稲葉委員 世界遺産、特に文化遺産の審査の際に、価値を証明することと同時に、保全管理がきちんと行われているか、この様な管理計画を提出することが半ば義務になっている。世界遺産委員会側からの富士山の保全に関わる要求としては、全ての世界遺産の保全に関係する関係者が参照できる共通了解事項と、行政側の約束を全てまとめた行政文書となる。

加藤委員 それは、これまでに行ったことを記載した報告書という意味か、それとも、今後行うことを記載し協力を求めるものなのか。

稲葉委員 後者だと理解している。

加藤委員 田畑委員の意見とも関わるが、「富士山についてこの様なことを行っている、不備があればご指摘ください。漏れがあれば、改善していきます」というのであれば、いろいろな地方自治体が一生懸命行っていることも、積極的に記載すべきで

あり、それが、一つの計画として形になっていることを記載すべき。

一方で、今の時代、自治体が何でも行う必要はないし、また、やることも適切ではない。ただ、富士山という2つの県、幾つもの自治体にまたがり、そして日本を代表する大きく、文化的な自然地域について、みんなが別の方向を向いて取り組んだら、どうしようもなくなる。だから、例えば、今後5年、10年は、富士山というのはこんなふうを持って行くという大きな方針を出す。そして、その方針に合っているかどうかをチェックするための目の付けどころ、指標、それはこのようなものであるということを示すというのであれば、作り方が違ってくる。

そして、大きな将来に向けての方針であるのならば、各自治体は何を行っているか知らなければ書けないが、それを全て記載する必要はなく、知った上で、足りない点、弱い点、良い事例を記載した大きな方針を作成し、そして富士山世界文化遺産協議会に集まる多くの人達が、参考とし、関係者が協力し合うような、その地域の広い意味での管理計画であるべき。そういった、この包括的保存管理計画というものの性格を明確にしておくことが、今後重要であり必要である。

遠山委員長

今の世界遺産は、管理者を明確に決め、その管理者がどの様な考え方で、計画的に保存管理をやるのか明確にしておくことが必須条件であるため、その角度でこれまでやってきた。

その角度で、やはり県レベル、国レベルのみならず、地方公共団体もこういうことを考えて行っているということを記載するか、将来に向けて検討すべきこと。

これもまた議論を行っていくが、そのような視点を入れたらどうかというのが、田畑委員からのご指摘だったと思う。

これからどの様に計画を定めていくかだが、抽象的な方法、方針のみでなく、具体的な案というものも盛り込んだ管理計画で、関係者の了解のもと、それぞれが努力するというのもあり得るのではないか。

将来の話ではあるが、新しい管理計画を考えるのであれば、この委員会も含めそういう中身のあり方についての議論も行った上で改定の検討をしていただきたい。

稲葉委員

日本では、毎年ほぼ1つのペースで文化遺産が登録されているが、保存管理計画がどうあるべきかという議論が多くの場所で進められている。保存管理計画のあるべき姿については、加藤委員が発言されたような方向で、皆さん検討しているので、次に改定があるとすれば、今後、検討する内容をどの様に包括的保存管理計画に還元させていくのか、国内の多くの場所で進められている「保存管理計画がどうあるべきか」というような議論を踏まえながら作る必要がある。

また、改定時期がいつになるか、地元との調整もあるが、考えていかなければならない。あるべき姿は加藤委員の発言どおりだと思う。

吉田委員

私は自然遺産の専門であるが、世界遺産のマネジメントプランのあり方、意義というのは、資料4-3の表紙をご覧いただければ分かるように、国だけではなく、都道府県、それから、その他の地方公共団体も名前を記載し、皆がこの富士山の管理に関わっていくということである。皆がステークホルダーなのだ。

そのため、ここに皆が名前を記載し、計画を作り上げていくことによって、そ



の中でそれぞれの調査や、その他にも財産保護組合もあるが、そういったところも、この富士山の管理に貢献していくということだと思う。

特に富士山に関しては、例えば、文化遺産としてだけではなくて、自然公園としてのサインの計画など、いろいろな委員会がある。こういうものは、一つの方  
向にまとまって行うことが非常に大切である。

その面で、この保存管理計画を5年ごとに作り直すことによって、皆がもう一度同じ方向に向かって取り組んでいくため、作り直すのは、形式的に思えるかもしれないが、そのたびに思い返し、方向性を新たにしていくことであり、ステークホルダーがひとつにまとまっていくという土俵作りという面で、5年毎に改定を行うことは、大変だが非常に大事なことである。

遠山委員長 貴重な意見をいただきましたので、これから新しい計画を作る際の参考にして  
いただきたい。

## (2) その他

事務局： 資料5を説明。

－ 質問なし

以上